

存亡の危機に立つ労働組合運動

2021年冬 熊沢誠

- I 現代日本における主流派、「ふつうの」企業別労働組合運動への批判
 - i その機能は極小化し、存在意義は希薄、組織労働者としての思想性は完全に欠如
 - cf. 欧米でも 80 年代以降は確かに一定の衰退（：新自由主義の台頭）⇒90 年代半ば以降は一定の復権（：格差社会化の深化への政府&労組の危機感）
 - cf. 日本での抵抗の労働運動——例えば「三労組連携」／全国一般東部や新旧いくつかのコミュニティユニオンの「個人の受難」を傍観しない闘い けれども
 - ii 関ナマ弾圧の「可能性」 「ふつうの」多数派が「まともな」少数派を疎外・包囲

- II 主流派・ふつうの組合運動のどこが問題か？
 - i 組合の守備範囲の徹底した限定（1） 正社員の既得権のみ
 - a 比率を高めつつある多様な非正規労働者（＝非組合員）、その被差別的処遇の傍観
 - b 「働き方改革」での空疎な均等原則の了解／法的・行政的救済を紹介するだけの相談活動／職場内での均等化の営みの等閑視 cf.韓国での歩み
 - ii 限定（2） 企業の要請に「強制された自発性」で適応する「精鋭」正社員のみ
 - a 起点は 60 年代末以来、深化してゆく日本の能力主義管理の承認 その惰力は・・・
【能力主義管理⇒労働条件決定の個人処遇化⇒人員削減・過重ノルマ・未達の人へのパワハラ・長時間労働・心身の消耗などを個人の責任に】
 - b 個人責任の個人の受難は「組合事項ではない」＝そこには関わらない！
 - c 組合員は、個人間競争に投企し選別に耐えて、ひたすら良好な査定を求めるのみに
 - d（関連して）いつしか立ち消えたワークシェアリング（WS）の思想／「働き方改革」の生ぬるい残業制限（月 80 時間）のもと、執拗に残存する長時間労働
 - e（関連して）21 春闘におけるトヨタ労働組合 昇給は一律分なくすべて査定次第！

- III 労働運動を取りまく荒涼たる国民意識の風土と季節 <労働者＝国民>はもう迷妄
 - i ふつうの組織労働者をふくめ国民に定着する<同調圧力> 「大勢に従うのが無難」
全体的には自民党政権の支持／日常的に属する「界限」（職場、教室、ネット上の友達関係、公園のママ友・・・）では、KYを恐れ、小ボスの卑俗な事なかれに追随
 - ii 鋭敏な人権感覚や「個人の受難」に苦しむ人を傍観できず追随を拒む声を上げれば、「そっち系」の人とみなされ、無視や排除、ときにいじめの対象とされる可能生
 - iii その帰結 憲法の想定する人権感覚のおそろべき鈍磨、静かなファシズムへの接近

- IV その悲劇
 - i 政治では、「答えない、隠す、嘘をつく、論点を外す」アベ・スガ政権の延命（省略）
 - ii ここでの焦点、労働現場の働き方では、<正社員の働きすぎ・心身の消耗と、非正規労働者のワーキングプア化・貧困者の累積との、相互補強関係>

V果たして「出口なし」か？

- i 組合運動が再生するためにはどこに注目すべきか 詳しくは省略、Ⅱの各項参照
個人の受難への連帯的関与／非正規労働者の生活実態の凝視／WSの思想と営為
- ii 運動形態論の展開 非暴力なが、いま少し思い切った直接行動の模索を！
労働運動：ストライキ、サボタージュ（遵法闘争）、ピケットライン・・・
市民・政治運動：デモ、シットダウン・オキュパイ、反社会的企業の製品ボイコット
cf.身銭を切り身体を張る、関生支部や沖縄の闘いはここが違う
- iii 野党および労組ナショナルセンターの議会主義的偏向批判
「ラディカルな行動」排除を前提する、「野党共闘」選挙運動への収斂からの脱皮を！
- iv シールズ 2015年の大衆集会での若者の自覚 一方、ゆきすぎた統制と成果への絶望
最先端でのしかるべき「秩序紊乱」をふくみもつ香港やアメリカの若者の運動に学ぶ
NO JUSTICE NO PEACE！／不参加の国民の日常意識を揺るがす衝撃力／⇒その後の選挙での民主派の勝利
国民の潜在意識のありかを探る／ラディカルを忌避しすぎると選挙での得票も失う